

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

年 月 日					
苫小牧市長 殿 届出者 電話 () 住所 _____ 氏名 _____ (印)					
設置者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">住所</td> <td style="width: 85%;">電話 ()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td></td> </tr> </table>	住所	電話 ()	氏名	
住所	電話 ()				
氏名					
製造所等の別	貯蔵所又は取扱所の区分				
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号				
設置場所					
在庫管理に従事する者の 職務及び組織					
在庫管理に従事する者に 対する教育					
在庫管理の方法					
危険物の漏れが確認され た場合に取りるべき措置					
その他必要な事項					
※ 受付欄	※ 備考				

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 在庫管理等の計画書を添付すること。

点 検 実 施 計 画 書

所 在 地

.....

事 業 所 名

.....

代 表 者 名

.....

点検実施期間

年 月 日 から

年 月 日

.....

1. 点検実施体制

点検実施にあたり、点検責任者は危険物取扱い等に従事する職員の中から正、副の点検実施者を定め、点検が適正に実施される体制を整えなければならない。

点検責任者 (氏名：)

点検実施者 (正) (氏名：)

点検実施者 (副) (氏名：)

2. 在庫管理の対象設備

当所における点検管理の対象設備を下記に記載する。

● 地下貯蔵タンク

No.	油種名	容量	構造	漏れの点検年月日
		L	一重殻・二重殻	年 月 日
		L	一重殻・二重殻	年 月 日
		L	一重殻・二重殻	年 月 日
		L	一重殻・二重殻	年 月 日
		L	一重殻・二重殻	年 月 日

● 漏えい検査管

No. 1 ~ No. () 合計本数：() 本

3. 点検実施体制へ関与する者への教育体制

点検責任者は点検実施者に対し、以下の教育を実施するものとする。

対象者	実施期間	内容
点検実施者	1回/年 対象者が交代した場合は、随時	(1) 点検義務等に関する基本的事項 →点検実施計画書の意義・目的の理解 →点検管理に関する消防法の理解 →点検管理の対象となる設備の理解 (2) 在庫管理の点検方法及び記入方法 (3) 漏洩検査管の点検方法及び記入方法 (4) 異常時の対応 →異常の判断基準の理解 →異常時対応手順の理解

4. 点検方法

(1) 漏えい検査管による確認に加えて、危険物の貯蔵または取扱数量の 1/100 以上の精度で在庫管理を行うことにより、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認する。

(2) 漏えい検査管点検方法

①専用工具またはプライヤー等を使い、蓋を開ける。

②漏えい検査管内に 3～5 m 程度の金属製巻尺又は棒等を挿入し、油分が付着していないか臭い又は目視で確認する。

(3) 在庫管理の方法

①在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ次の測定機器・器具を用いて行うこと。

●遠隔式液面計

地下タンクに内蔵された液面感知装置と屋内に設置された液面表示装置が有線または無線で遠隔通信されている。屋内の液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測したデータは、必要に応じプリントアウト（印刷）して確認することができる。

●タンク直上式液面計

地下タンク上部に設置された液面計測器の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測に当たっては、液面計が設置されているタンク上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。読み取り誤差が出ないように、必ず液面計の真上から計器の数値を確認すること。

●検尺棒

・検尺棒は、タンク容量に対して 1/100 以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。（例：10KLタンクの場合は、最小目盛り100Lで刻まれたものを使用する。）

・タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下タンクの底板に当たるまで静かに挿入し、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を計測する。（なお、検尺棒の液面付近に、油の反応（変色）する薬剤を塗布して計測すると、より読みやすく、正確に計測できる。）

・ローリー荷卸し時や直後は、地下タンクの液面がゆれているので、在庫量の計測は行わない。

・在庫量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読み取ることとするが、付着した油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目測で目盛り間を10等分して読み取るようにする。

（例：10KLタンクで、5100Lと5200Lの間に、付着した油の位置がある場合に、その位置がほぼ中間であれば、5150Lと読み取る。）

②在庫管理は別紙の「地下タンク在庫と漏えい検査管点検表」（様式1又は様式2）に記入すること。

5. 異常の判断

(1) 在庫管理時の異常

①週1回以上実施する在庫管理において著しい増減が発生した場合は異常と判断する。

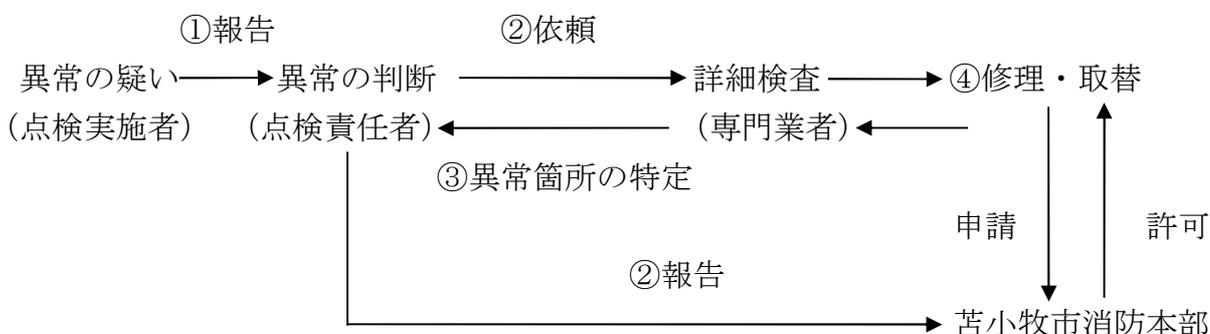
②増減の判定基準（めやす）

- ・貯蔵を主目的として、危険物の取扱いが少ないケースは、地下貯蔵タンクにおける在庫増減を計測し、1週間に1回以上前回計測量との差が1%以内であるかどうか確認する、
- ・日常的に危険物の取扱いが行われるケースは、在庫の増減量（計算上の在庫量から実際に測定を行った在庫量を差し引いて算出したもの）を取扱総量（例えば、取扱い機器に設置した積算流量計等の計量機器により計測したものが該当）で除した数値により、在庫量の変動が断続的に一定期間以上現れるかどうか確認する。
- ・地下埋設配管のみで危険物を取扱うケースは、地下埋設配管の入口と出口に各々に流量計を設置し、個々に取扱量を計測し、1週間に1回以上相互の計測量の差が1%以内であるかどうか確認する。

(2) 漏えい検査管点検時の異常

- ・挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。
- ・漏えい検査管から著しい油臭がするか、または挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

6. 異常時の対応



①点検実施者は上記5. に記されている異常が疑われた場合は、速やかに点検責任者へ報告する。

②点検責任者は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断された場合は、施設の使用を中止するとともに、速やかに苦小牧市消防本部へ報告を行う。漏えいの疑いのある地下貯蔵タンク本体又は地下埋設配管等の詳細点検を専門業者に依頼する。

③専門業者は異常箇所の特定を行い、点検責任者へ報告する。

④点検責任者は、苦小牧市消防本部へ専門業者が実施した詳細点検結果を報告するとともに、苦小牧市消防本部担当者と相談の上、適切な修理・取替を計画し、変更許可申請等を行い、改修又は復旧工事を実施する。